

## 11 債権譲渡

### 答案構成ノート

#### 1 問題の所在

- ・A の B に対する貸金債権（587 条以下）が、売買契約（555 条）により C・D に二重譲渡。
  - 譲渡禁止（466 条 1 項ただし書）等に当たらないから、有効に移転。
- ・C と D は相互に「債務者以外の第三者」に当たり（467 条 2 項）、対抗関係。
  - 第三者対抗要件具備の先後が問題。

#### 2 第三者対抗要件

##### (1) 「確定日付のある証書」による「通知」

- ・「通知」は、譲渡人から債務者に対して行う（467 条 2 項・1 項）。
- ・「確定日付のある証書」（同条 2 項）の一つが、内容証明郵便（民法施行法 5 条 1 項 6 号）。「確定日付」は差出日。

##### (2) 第三者対抗要件具備時

到達時と確定日付時にずれ。

→第三者対抗要件具備の先後は、到達時が基準。

→債務者の認識の表示を公示とする構造から。確定日付は付加的。

##### (3) 同時到達の処理

- ・同時到達の場合、相互に優先も劣後もせず。債務者対抗要件も具備（467 条 1 項）。
  - 両者とも全額請求可。
- ・ただし、一方が弁済を受領すると、他方は、債権額の比による案分額につき、不当利得返還請求が可能と解される（703 条）。

#### 3 結論

C・D 両者とも 1000 万円全額を請求可。ただし、一方が受領した金銭は、不当利得返還の対象となりうる。

## 答案例

### 1 問題の所在

本問では、A の B に対する 1000 万円の貸金債権（民法 587 条以下。以下条数のみを示す）が、売買契約（555 条）により、C と D にそれぞれ譲渡されている。

まず、この貸金債権は、性質上譲渡が禁止される債権（466 条 1 項ただし書）等には当たらないから、売買契約により C・D に有効に移転する（同項本文）。

そして、467 条 2 項の「債務者以外の第三者」は、当事者及びその包括承継人以外の者であって、確定日付のある証書による通知・承諾の不存在を主張する正当の利益を有する者を意味するところ、同一の債権の二重譲受人 C と D は、原則として相互にこれに当たる。

したがって、両者は対抗関係に立ち、その優劣は第三者対抗要件具備の先後によって決せられることとなる。

### 2 第三者対抗要件

#### (1) 「確定日付のある証書」による「通知」

まず、第三者対抗要件は、譲渡人から債務者への「通知」を必要とするが（467 条 2 項・1 項）、本問では譲渡人 A から債務者 B に両譲渡が通知されているので、これを満たす。

その上で、第三者対抗要件は、これが「確定日付のある証書」によって行われることを要するところ（同条 2 項）、本問で用いられている内容証明郵便はこれに当たる（民法施行法 1 項 6 号）。なお、「確定日付」は、通知・承諾の行為時の日付を意味する。譲渡人と債務者が通謀して日付を偽装するといった行為は、行為時の日付の変更が許されなければ防止できるからである。本問では、内容証明郵便の差出日である 2024 年 4 月 16 日（C）と、同月 18 日（D）が、これに当たる。

#### (2) 第三者対抗要件具備時

もっとも、本問では、C・D の通知は、いずれも 2024 年 4 月 20 日同時刻に B に到達している。では、通知による第三者対抗要件具備の先後は、到達時と証書の確定日付時、いずれを基準に決せられるのか。

この問題については、証書の確定日付時ではなく、通知が債務者に到達した時点をもとにすべきである。なぜなら、第 1 に、債権譲渡の第三者対抗要件は、債務者が有する債権譲渡の認識の第三者への表示を債権譲渡の公示として扱うという点

を趣旨としているため、債務者が通知により債権譲渡の認識を得ることができるようになる、通知の到達時を基準とするべきだからである。第 2 に、確定日付は、譲渡人と債務者が通謀して日付を偽装するといった行為を防止するという、付加的な趣旨を持つに過ぎず、第 1 で見た制度の根幹に変更を加えるものではないからである。

そうすると、本問では C・D の通知は同時に B に到達しているため、両者は同時に第三者対抗要件を具備したこととなる。

### (3) 同時到達の処理

そのため、両者は相互に優先も劣後もしない。また、通知により、債務者対抗要件も具備されている (467 条 1 項)。したがって、C・D はいずれも、債務者 B との関係で 1000 万円全額の債権者となり、いずれもが B に対する 1000 万円の支払を請求することができる。

このとき、B が C・D のいずれか一方に弁済すると、他方との関係でも債権は消滅する。しかし、C・D の両者は、相互に優先も劣後しない。よって、公平の観点から、弁済を受領した譲受人に対して、他方の譲受人は、債権額の比により案分した額につき、不当利得返還請求が可能と解するべきである。弁済を受領した譲受人は、他方の譲受人の損失で、法律上の原因なく利得した (703 条)、と見ることができるからである。

## 3 結論

以上より、C・D はいずれも、B に対して 1000 万円の支払を請求することができる。ただし、一方が金銭を受領すると、債権額の比により案分した額につき、他方が不当利得返還請求をすることができる。